

保護者等各位

福岡県立三潁高等学校

校長 大津 雅博

PTA会長 下川 達也

入学時納入金の納入について

このことについて、下記の要領で納入いただきますようお願いいたします。

記

1 納入総額

学科(コース)名	納付金額
普通科(スポーツ文化コース)	115,000円
普通科(一般)	49,000円

※なお納入は、2回に分けて納入して下さい。

2 一括納入金

(1) 納入期限・・・令和3年3月31日(水)まで

(2) 納付金額・・・コースにより金額が異なりますので注意してください。

学科名	納付金額	
普通科(スポーツ文化コース)	105,000円	納入金には4月分の校納金を含みます
普通科(一般)	39,000円	

(3) 納入方法

別紙「振込依頼書」に受検番号・氏名等必要事項を記入し、金融機関で振込んで下さい。

<p>※ 振込依頼書の振込依頼人の記入について 振込依頼人名は、受検番号及び生徒氏名を記入してください。 例 受検番号(521) 生徒氏名(三潁太郎)</p>

※取扱い金融機関は、23ページに記載された金融機関と同じです。

※振込手数料については、保護者等でご負担をお願いします。

3 入学科等納入金

(1) 納入期限・・・令和3年4月7日(水)

(2) 納付金額・・・コースに関わらず金額は同一

学科名	納付金額
普通科	10,000円

(3) 納入方法・・・配付している「入学科等納入金納入袋」に入れて、入学式開式前に、本校第2棟1階の講義室で納入して下さい。

1 入学時の納入金について

(1) 納入金の内訳

※就学支援金が支給されない場合、4月分から遡って授業料を徴収します。

〈入学時納入金〉

	項目	名 称	スポーツ文化コース	普通科一般	摘 要	
毎月の校納金	県費	授業料	9,900	9,900		
		県費外	P T A会費	1,000	1,000	次頁説明のとおり
	生徒会費		900	900	次頁説明のとおり	
	同窓会費		400	400	次頁説明のとおり	
	後援会費		700	700	次頁説明のとおり	
	進路対策費		前期（4月～9月）	1,800	1,800	次頁説明のとおり
			後期（10月～3月）	400	400	
	計 （授業料含む）	前期（4月～9月）	14,700	14,700		
		後期（10月～3月）	13,300	13,300		
	計 （授業料除く）	前期（4月～9月）	4,800	4,800		
後期（10月～3月）		3,400	3,400			
一括納入金	県費	入学科	5,550	5,550		
		入会金	P T A入会金	2,000	2,000	次頁説明のとおり
	生徒会入会金		2,000	2,000	次頁説明のとおり	
	同窓会入会金		10,000	10,000	次頁説明のとおり	
	負担金	日本スポーツ振興センター災害共済掛金	1,930	1,930	次頁説明のとおり	
		高等学校安全振興会	830	830	次頁説明のとおり	
		県高等学校体育連盟負担金	950	950	次頁説明のとおり	
		県高等学校芸術・文化連盟会費	500	500	次頁説明のとおり	
		県高等学校保健会費	150	150	次頁説明のとおり	
		県高等学校P T A連合負担金	300	300	次頁説明のとおり	
		高P連 P T A賠償責任保険料	350	350	次頁説明のとおり	
		家庭科クラブ連盟会費	210	210	次頁説明のとおり	
		行事費	新入生体験学習	2,000	2,000	次頁説明のとおり
	芸術鑑賞等経費		1,500	1,500	次頁説明のとおり	
	体育祭・文化祭等行事費		2,500	2,500	次頁説明のとおり	
	諸費	氏名ゴム印	188	188	次頁説明のとおり	
		身分証明書用カード代	400	400	次頁説明のとおり	
		個人写真代	500	500	次頁説明のとおり	
		自転車ステッカー代	160	160	次頁説明のとおり	
		クラッシー	7,120	7,120	次頁説明のとおり	
		教材費ほか	1,582	1,582	次頁説明のとおり	
	検査代	体力テスト代	180	180	次頁説明のとおり	
	実習費	実習材料	2,300	2,300	次頁説明のとおり	
		小計	37,650	37,650		
		ロッカー使用料	1,000	1,000	次頁説明のとおり	
		体育実習費	66,000		次頁説明のとおり	
	合 計（就学支援金支給の場合）			115,000	49,000	

(2) 納入についての留意点

ア 入学時納入金は、必ず、3月31日（水）までに銀行振込で納入して下さい。

イ 納入金の一括納入が困難な方は、3月23日（火）までに本校事務室に申し出て下さい。

申し出の際に事務長（事務担当者）との面談を行います。

(3) 学校徴収金に関する説明

ア 団体等の依頼に基づく徴収金

学校関係団体からの徴収依頼に基づき、学校が代理収納して各団体に支払う徴収金です。

項目	徴収金名称	徴収する理由・内容等
各種負担金	日本スポーツ振興センター負担金	独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく国の公的制度で、生徒の授業中等の災害(負傷・疾病・傷害又は死亡)が発生したときに災害給付(医療費・傷害見舞・死亡見舞金)を行います。全生徒に加入をお願いしています。支出報告は学年会計の中で報告します。
	学校安全振興会費	高等学校PTA連合会が中心となって設立されたもので、生徒の災害(負傷・疾病・障害又は死亡)が発生したときの災害共済給付が日本スポーツ振興センターより給付されますが、その給付金を補い保護者の負担を軽減するためのものであり、また、PTA活動中における保護者の災害についても必要な給付を受けるために加入しています。全ての高校等が加入しています。1～3学年全員納入。支出報告は学年会計の中で報告します。
	高等学校保健会費	生徒の健康に関する調査・研究、それによって得た情報の提供、新たな問題への対策など、学校保健教育活動に関する様々な活動を行っている研究・指導機関です。1～3学年全員納入。支出報告は学年会計の中で報告します。
	高等学校体育連盟費	高等学校におけるスポーツ活動の振興を図り、高校生健全な発達を図ることを目的とする連盟で、高校生が参加する各種大会・競技会を所管しており、学校単位での加入となっております。1～3学年全員納入。支出報告は学年会計の中で報告します。
	高等学校芸術・文化連盟費	高校生の文化活動の向上充実のために、芸術文化行事や研修会・講習会を開催し、必要に応じて調査研究を行っている連盟で、学校単位での加入となっております。1～3学年全員納入。支出報告は学年会計の中で報告します。
	県高等学校PTA連合会費	各高等学校単位PTAが県単位で連合した組織の運営負担金です。九州・全国の組織に繋がり、地区・県・九州・全国の研修会・研究大会が行われます。支出額報告は学年会計の中で報告します。
	県高P連PTA賠償責任保険(対人・対物・加害者保険)	生徒の日常生活(登下校、補講、休み時間、放課後、プライベート)及び保護者等のPTA活動中における賠償事故に係る保険料です。
	家庭クラブ連盟費	家庭に関する科目を履修する生徒が会員であり、家庭科教育等に関する調査研究・資料の収集配布、研究発表会・指導者養成講座の開催等を行う団体への加入費です。支出額報告は学年会計の中で報告します。
団体活動費	PTA入会金	本校PTAに入会する経費で、PTA会計へ繰り入れられます。決算報告はPTA総会時に行われます。
	PTA会費	PTA規約に基づきPTA活動を維持し、教育活動の整備を助成するための経費で、保護者等と教職員が加入します。保護者等・教職員とも同一金額です。決算報告はPTA総会時に行われます。
	同窓会入会金	本校同窓会に入会する経費で、同窓会費に繰り入れられます。決算報告は同窓会総会時に行われます。
	同窓会費	在校生は、入学と同時に同窓会員となり、同窓会よりの依頼により会費を納入します。同窓会は本来の活動及び本校のあらゆる学校教育活動にご支援をいただいています。決算報告は同窓会総会時に行われます。
	後援会費	後援会規約に基づき、本校の教育活動を援助し、学校教育の発展向上に資することを目的としています。文化・体育行事、部活動等学校教育活動に関する経費を援助します。決算報告は、PTA総会時に行います。
団体等の教育活動に係る経費	各種試験代	本校では、PTAより依頼を受けて、受験者の学力等を測定する目的で各種試験を実施します。一部を進路対策費の中で徴収しますが、希望者を対象に個別徴収も行います。
	課外費	進路実現を果たすため早朝課外など進路活動の活性化や強化を実施しています。それらに要する経費(指導費、印刷用紙代等)です。
	ロッカー使用料	生徒用ロッカーの維持・修繕・更新にかかる経費です。入学時のみ徴収します。

イ 学校教育活動に係る個人負担分徴収金

学校教育活動に伴い必要となる個人負担の経費で、学校が徴収し契約した業者等に支払うものです。

項目	徴収金名称	徴収する理由・内容等
教科等の活動経費	実習費	実験実習を行う授業の中で使用する材料・消耗品等の購入等に係る実習経費です。決算報告は、学年会計の中で報告します。
	体育実習費	スポーツ文化コースにおいて行う体力測定、体験入学、スキー実習等に係る経費です。決算報告は学年会計の中で報告します。
	各種テスト代	スポーツテスト、適性テスト等諸テスト実施に係る経費です。決算報告は、学年会計の中で報告します。
特別活動・学校行事等経費	生徒会入会金	生徒会に入会するための経費で、生徒会会計へ繰り入れます。決算は、翌年度初めに生徒総会で報告されます。
	生徒会費	生徒会活動及び体育・文化部活動を維持するための経費です。全ての生徒が会員です。決算は翌年度初めに生徒総会で報告されます。
	行事費	学校全体、学年単位の行事に係る経費です。支出報告は学年会計の中で報告します。
	新入生体験活動	新1年時に体験学習を実施するための経費です。支出報告は、学年会計の中で報告されます。
	芸術鑑賞費	芸術鑑賞に係る講演（公演）等の経費です。
その他の活動経費	進路対策費	各種試験代、進路学習教材代、進路指導に係る書籍等の購入、進路事務補助員人件費等に係る経費です。支出報告は、進路指導費会計の中で報告します。
	アルバム代	3年間の学校生活の記録写真を使用して編集した卒業アルバムを作成する経費です。作成費については、3年時に徴収します。支出報告は、卒業時に文書で行います。
	クラッシー	学習動画やWebドリル、Webテストを活用できるICT学習サービスです。義務教育の範囲から高校の範囲まで、学力に合わせて取り組むことができます。支出報告は、学年会計の中で報告します。
	各種生徒用品代	生徒証明書代、生徒氏名ゴム印代、個人写真代等生徒全員に共通する物品購入のための経費が含まれ、支出報告は学年会計の中で報告します。

イ 修学旅行費

旅行契約業者との個人の積立契約です。

修学旅行費	修学旅行積立金（個人旅行積立契約）	第2学年の3学期（1月予定）に行われる学校行事「修学旅行」費用の積立です。修学旅行検討委員会で行き先等決定しています。次年度は山形・東京方面へ行く予定にしています。なお、旅行費用の積立方法については、令和3年9月以降、旅行契約業者との旅行積立契約になります。
-------	-------------------	---

2 入学料について

県立高等学校に入学する生徒は、県条例で定める「入学料」5,550円を納めなければなりません。

3 授業料等校納金について

(1) 授業料について

県立高等学校に在学する生徒は、県条例で定める「授業料」月額9,900円を納めなければなりません。

ただし、高等学校等就学支援金制度により「就学支援金」の支給を受ける場合には、就学支援金は授業料に充当されて、授業料が実質無償になります。就学支援金については、次項で説明します。

(2) その他の校納金

教育活動を実施、または支援するためにPTA会費等「校納金」を納入する必要があります。

内容・金額等は、19ページから21ページに記載しています。

(3) 毎月納入する授業料等校納金（内訳は、19ページ参照）

①就学支援金を受給する者 4月～9月 4,800円 10月～3月 3,400円

②就学支援金を受給しない者 4月～9月 14,700円 10月～3月 13,300円

(4) 納入方法及び手続き

授業料等校納金は、次の方法により、毎月20日の納期限までに納入してください

授業料等校納金の納付については、安全確保の観点から、口座振替制度をご利用ください。

なお、口座振替手数料は県が負担しますので、手数料はかかりません。

授業料等口座振替金融機関は、23ページに記載の金融機関のみです。

① 口座振替による納入

取扱金融機関の窓口にある「福岡県立高等学校授業料等口座振替納付届」の用紙に記入押印のうえ、入学式当日に交付する「入学料納入通知書兼領収書」を添えて、金融機関の窓口へ提出してください。4月20日（火）までに手続きが完了すれば、5月分から校納金が口座振替で、自動的に納入されます。

※毎月20日に口座から引落されますので、預金残高不足が生じないよう御注意ください。

② 現金窓口納入

取扱金融機関の窓口又は学校窓口（事務室）で、後日お渡しする「授業料等納入通知書兼領収書綴」に現金を添えて納入してください。納入通知書は、前期分を5月中旬、後期分を10月上旬に生徒を通じて交付します。

(5) 授業料の減免について

特別の事由があると認められるときは、授業料が減額、又は免除される場合があります。事務室へお問い合わせください。

○福岡県立学校授業料等徴収条例（抜粋）

第一条

3 県立高等学校に入学する生徒は入学料を、在学する生徒は授業料を納めなければならない。

7 生徒の保護者は、生徒が第3項の入学料若しくは授業料、・省略・を納めない場合は生徒に代わって、これを納めなければならない。

第二条 授業料は、次のとおりとする。

1 全日制の課程 月額9,900円

第三条 前条に規定する授業料は、毎月20日までに、その月分を納めなければならない。

第六条 特別の事由があると認めるときは、授業料を減額し、又は免除することができる。

なお、東日本大震災、平成28年熊本地震による災害、平成29年7月九州北部豪雨、平成30年7月豪雨災害、令和元年台風第19号及び令和2年7月豪雨災害による災害の被災者は、入学料については免除、入学選考料については既に納めている場合であっても還付されますので、事務室にお問い合わせください。

◎授業料口座振替可能な金融機関は次のとおりです。

銀行	福岡銀行	筑邦銀行	佐賀銀行	十八親和銀行
	西日本シティ銀行	北九州銀行	福岡中央銀行	
信用金庫	福岡信用金庫	福岡ひびき信用金庫	大牟田柳川信用金庫	筑後信用金庫
	飯塚信用金庫	田川信用金庫	大川信用金庫	遠賀信用金庫
信用組合	福岡県信用組合			
労働金庫	九州労働金庫			
農協関係	各農業協同組合			

※ 郵便局での取扱いはありませんので、ご注意ください。

4 高等学校就学支援金について

(1) 高等学校就学支援金の概要

平成26年度から高等学校等就学支援金制度が創設され、保護者等の収入が一定額未満の場合、高等学校就学支援金の支給を受けることができるようになりました。

就学支援金は授業料に充てられ、授業料が実質無償になります。

(2) 手続き

就学支援金を受けるためには、申請書のほかに保護者等のマイナンバー（個人番号）又は税額の確認できる課税証明書等を提出いただく必要があります。入学時にマイナンバーを提出し認定を受けた場合、その後も所得制限に該当しなければ、3年間、原則として手続は不要となります。

(3) その他

就学支援金の支給を受けることができない場合は、授業料を納めていただくこととなりますが、保護者等の失職・倒産等により家計が急変した場合等、経済的な理由により納付が困難な場合は、授業料が減免される場合があります。

5 高校生等奨学給付金について

生活保護（生業扶助）受給世帯又は住民税所得割が非課税の世帯を対象に、授業料以外の教育に必要な経費（教科書費、教材費、学用品費等）への支援を行うために、高校生等奨学給付金を支給します。返還は不要です。

(1) 給付金の申請に時期について

年間分の申請時期は7月頃ですが、新入生に対しては4月～6月分に相当する額を前倒しして支給することができます。こちらの申請時期は5月頃です。対象となる世帯には、おって事務室からご連絡いたします。

家計の急変により、年収見込が住民税所得割非課税相当となる世帯にも奨学給付金を支給します。随時募集していますので、事務室にお問い合わせください。

(2) 対象となる世帯

令和3年7月1日現在、次の全てに該当する世帯

① 生活保護（生業扶助）受給世帯^{※1}又は令和3年度の住民税所得割が非課税^{※2}の世帯であること

※1 高校生等奨学給付金は、生活保護の収入認定から除外されます。

※2 家計が急変した世帯の場合は、「家計急変後の年収見込が住民税所得割非課税相当」になります。この場合、収入見込額及び税額控除の状況から判断します。

② 保護者等が福岡県内[※]に住所を有すること

※ 県外に住所を有している場合は、在住する都道府県から支給されます。

③ 生徒が高等学校等に在学していること

(3) 高校生等1人あたりの支給額

令和3年7月1日の世帯の状況に応じ、次の金額が支給されます。

① 生活保護（生業扶助）受給世帯

全日制・定時制・通信制課程 年額 32,300円

② 住民税所得割が非課税の世帯（生活保護（生業扶助）受給世帯を除く。）で、

(ア) 「(i)高校生等が2人以上いる世帯の1人目の高校生等」及び「(ii)15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいない世帯の高校生等」

全日制・定時制課程 年額 110,100円

(イ) 「(i)高校生等が2人以上いる世帯の2人目以降の高校生等」及び「(ii)15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の高校生等」

全日制・定時制課程 年額 141,700円

(注) 通信制課程・専攻科を含む高校生等がいる世帯の高校生等は、次の支給額となります。

全日制・定時制課程 年額 141,700円

通信制課程・専攻科 年額 48,500円

(3) 家計が急変した世帯への支給額は、家計が急変した翌月以降の月数に応じて算定した額となります。

※ 「高校生等」とは、高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する生徒です。

※ 上記の内容は、国の制度改正等により変更となることがあります。

6 奨学金制度について

応募時期及び資格等については各奨学金制度により異なりますので、その都度担任を通じてクラス掲示します。

希望する生徒は、各募集要項をよく読んで、担任を通じて事務室まで連絡してください。

7 日本スポーツ振興センターについて

学校の管理下における生徒の災害について、療養費の支給又は補償を行う制度です。

校内でけがや災害、登下校時の事故等にあわれた場合、担任又は保健担当に相談してください。

8 学校の施設・設備の使用について

学校の施設・設備は全校生徒が使用するものです。取扱いには充分注意してください。

また、破損したときは、すみやかに事務室に届け出て指示を受けてください。

(故意、不注意等による破損の場合、修理の費用を負担していただくことがあります。)

9 諸証明書の発行について

種 類	事 項
合格証明書	必要な方は、合格説明会当日から入学式前日までに、事務室に申請してください。1通400円の手数料が必要です。受検票を持参してください。
在学証明書	必要な方は、入学式以降事務室に申請してください。手数料は不要です。
学割証明書	必要な方は、担任を通じて事務室に申請してください。手数料は不要です。
通学証明書 (定期購入用)	必要な方は、合格者説明会当日に事務室に置いている申込書に、必要事項を記入のうえ、事務室に申請してください。 手数料は不要です。 入学式当日に交付しますので、4月7日以降各駅で購入してください。 なお、その後の申請も随時事務室にて受け付けます。

※ 通学定期を年度内に継続購入する場合は、通学証明書は不要です。

定期券発売所で前回の定期券と生徒証明書を添えて購入してください。

※ 証明書発行の申込みは、平日 16:30 までをお願いします。